

**【申請前に必ずお読みください】**

**【令和6年度】**

## 平塚市脱炭素設備投資促進補助金

**【募集要領】**

**【申請受付期間】** 令和6年4月1日から令和7年2月28日  
**【送付先】** 〒254-8686 平塚市浅間町9番1号  
平塚市産業振興部産業振興課 企業支援・労政担当  
脱炭素設備投資促進補助金 担当 宛  
**【問い合わせ先】** 平塚市産業振興課  
受付時間：平日8時30分から17時まで  
電 話：0463-21-9758  
M a i l : sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

各様式は、平塚市ウェブサイトからダウンロードしてください。  
原則、郵送で申請してください。



## 1 目的

この制度は、二酸化炭素の削減を目的に設備を導入した際に、経費の一部を補助することで、市内中小企業等の脱炭素化及び生産性向上を促進することを目的としています。

## 2 申請受付期間

令和6年4月1日(月)から令和7年2月28日(金)まで【当日消印有効】

予算の範囲を超えた場合は、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。

1事業者につき、1回のみ申請が可能です。

## 3 補助対象者

申請にあたっては、以下の(1)～(2)のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 平塚市内に事業所を有する中小事業者であること（みなし大企業を除く）

中小事業者の定義は、下表の「資本金の額または出資額」と「常時使用する従業員数」のいずれかを満たす事業者を言います。資本金を有しない法人形態（一般社団法人、社会福祉法人、医療法人等）の場合は、常時使用する従業員の数で判断します。

業種	資本金の額または出資額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
その他の業種 (～を除く)	3億円以下	300人以下

「業種」は、事業実態から判断します。(現に行っている事業の実態により業種を判定します。)

「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく、「予め解雇の予告を必要とするもの」を指します。市内事業所の従業員数ではなく、法人全体の従業員数で判断します。

医業を主たる事業とする事業者（日本標準産業分類における病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業、介護老人保健施設）は、「その他の業種」として判断します。特別養護老人ホーム、老人グループホーム等の福祉業は、「サービス業」として判断します。

補助対象者の範囲は以下のとおりです。

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
・会社及び会社に準ずる営利法人 (株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、 合同会社、企業組合、協業組合) ・個人事業主 ・特定非営利活動法人(NPO法人)	・任意団体(同窓会・PTA・サークル等) ・大企業(みなし大企業を含む) ・労働組合(法人格を持たないもの) ・申請時点で事業を営んでいない創業予 定者

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協同組合等の組合</li> <li>・ 労働組合（法人格を持つもの）</li> <li>・ 一般社団法人、公益社団法人</li> <li>・ 一般財団法人、公益財団法人</li> <li>・ 医療法人</li> <li>・ 学校法人</li> <li>・ 農事組合法人</li> <li>・ 社会福祉法人</li> <li>・ 信用金庫</li> <li>・ 宗教法人</li> </ul>	
--	--

政治活動及び宗教活動を主たる事業とする事業者は補助対象外です。

みなし大企業は補助対象外となります。

みなし大企業とは次のいずれかに該当する企業を言います。

- ・ 発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している
- ・ 発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している
- ・ 役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼務している

## （２）市税の滞納がないこと

ア 創業期で市税の課税が無い場合は、代表者個人の市税完納証明書を提出してください。

イ 医療法人等で法人税が非課税となり、市税の課税が無い場合は、納税額 0 円の納税証明書（その 1）または（その 2）を提出してください。 税務署から取得してください。

必ず平塚市固定資産税課で市税の課税が無いことを確認してください。

ウ 市外在住の個人事業主で、平塚市税が非課税の場合は、居住地の市税完納証明書を提出してください。

以下の要件に該当する場合は対象となりません。

- （１）平塚市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 9 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者
- （２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- （３）営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- （４）国・県・市の法令を遵守していない者
- （５）その他市長が適切でないと認める者

## 4 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げるすべての条件を満たす設備を導入する事業とします。

既に設備を導入している場合や、交付決定前に事業を実施した場合は対象となりませんので、ご注意ください。事業の着手（契約、発注、納品）前に申請する必要があります。

- (1) 既存の設備と比較して、二酸化炭素の排出量が年間2%以上削減されること
- (2) 省エネルギー設備にあっては、直近の年度と比較して、市内事業所における炭素生産性が2%以上向上する計画であること
- (3) 市内に設置される新品の設備であること
- (4) 申請者自らが所有及び使用する設備であること
- (5) 本体価格30万円（税抜）以上の設備であること
- (6) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められる「機械及び装置」に該当する償却資産であること。
- (6) 以下いずれかの方法により、事前に二酸化炭素排出量の削減の効果が確認されていること。
  - ア 平塚市が実施する外部専門家派遣
  - イ 神奈川県が実施する省エネ診断
  - ウ 国等が実施する省エネ診断事業及び外部専門家派遣
- (7) 再生可能エネルギー設備を導入する場合は、事業所内で、事業用に自家消費を主目的とするものであること。発電量の50%以上を自家消費する必要があります。

以下に該当する場合は、補助対象となりません。

- (1) 交付決定前に設備を導入（契約、発注、納品）している場合
- (2) 中古設備の導入
- (3) リースでの設備導入またはリースを目的とした設備の導入
- (4) その他市長が適切ではないと認めるもの。

## 5 補助対象経費

### (1) 補助対象経費

補助対象経費は、消費税を除く設備導入に要する本体価格及び設置工事費(対象設備の設置に必要な最低限のもの)となります。

別の設備と併せて工事をする場合など、経費の算出が困難な場合は、すべての設置工事費を補助対象外とします。

同一の目的において、国・県その他補助金を利用する場合は、補助対象経費から他の補助金額を控除した額を補助対象経費とします。

### (2) 補助対象外経費

- ア 補助対象期間（交付決定日～令和7年3月31日）以外に納品、支払いが行われた場合
- イ 申請者以外の者が支払った場合
- ウ 他の取引と相殺して支払いが行われている場合
- エ クレジットカード、手形、小切手により支払いが行われている場合（口座振込払いのみ可能）

- オ 日本国通貨以外で支払ったもの
- カ 購入時、ポイントカード等によるポイントを取得・利用した場合のポイント分
- キ 補助対象経費と補助対象外経費が混同して支払われており、経費の区分が明確でないもの
- ク 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引であるもの  
「会社」には個人事業主、法人その他団体等を含みます
- ケ 一般価格や市場相場と比較し、著しく高額な場合
- コ 送料、運搬費、旅費、振込手数料、保険料、人件費、光熱水費等の間接経費
- サ オークション市場による購入（インターネットオークションを含む）
- シ フリーマーケットアプリ等の匿名取引による購入
- ス 自ら製作、改良するための材料費
- セ 消費税及び地方消費税、印紙代等
- ソ 購入金額の一部または全部に相当する金額が、名目に関わらず口座振込や現金、貸付により申請者へ直接または第3者を通して戻されたもの（商品券等による還元を含む）
- タ 他の事業者から提出された事業と同一もしくは極めて類似した内容の案件に係る経費
- チ その他、市長が補助金の対象経費として適切でないと判断するもの

## 6 補助率・補助金額

補助金額は、補助対象経費に応じて、以下のとおりです。（補助金額は千円未満を切り捨てます）

	補助対象経費	補助率	補助上限額
再生可能エネルギー設備 （太陽光パネルなど）	30万円以上	1 / 3	8万円 / kW ただし、上限 1,000万円
省エネルギー設備	30万円以上 300万円未満	1 / 3	100万円
	300万円以上	1 / 3 ただし、すべての経費を市内事業者 に発注・支払いをした場合 は1 / 2	1,000万円

補助金額が100万円を超え、市内事業者が発注・支払いをしない場合は、市内事業者からも見積書を徴収し、競争に付した上で事業を実施してください。

設備の性質上、市内事業者の見積もりを徴収できない場合（代理店が存在しない場合等のみ可能。商慣行上の理由は不可）は、事業計画書（第3号様式）に市内発注できない理由を明記ください。

同一内容で国・県又は市町村の他の補助金等の支給を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金額を控除した額を補助対象経費とします。

再生可能エネルギー設備と省エネルギー設備を同時に導入する場合は、それぞれの設備の対象経費に補助率を乗じて、補助金額を積算してください。

設備導入例：太陽光パネル（300万円） 20kWと蓄電池（250万円）を同時に導入する場合

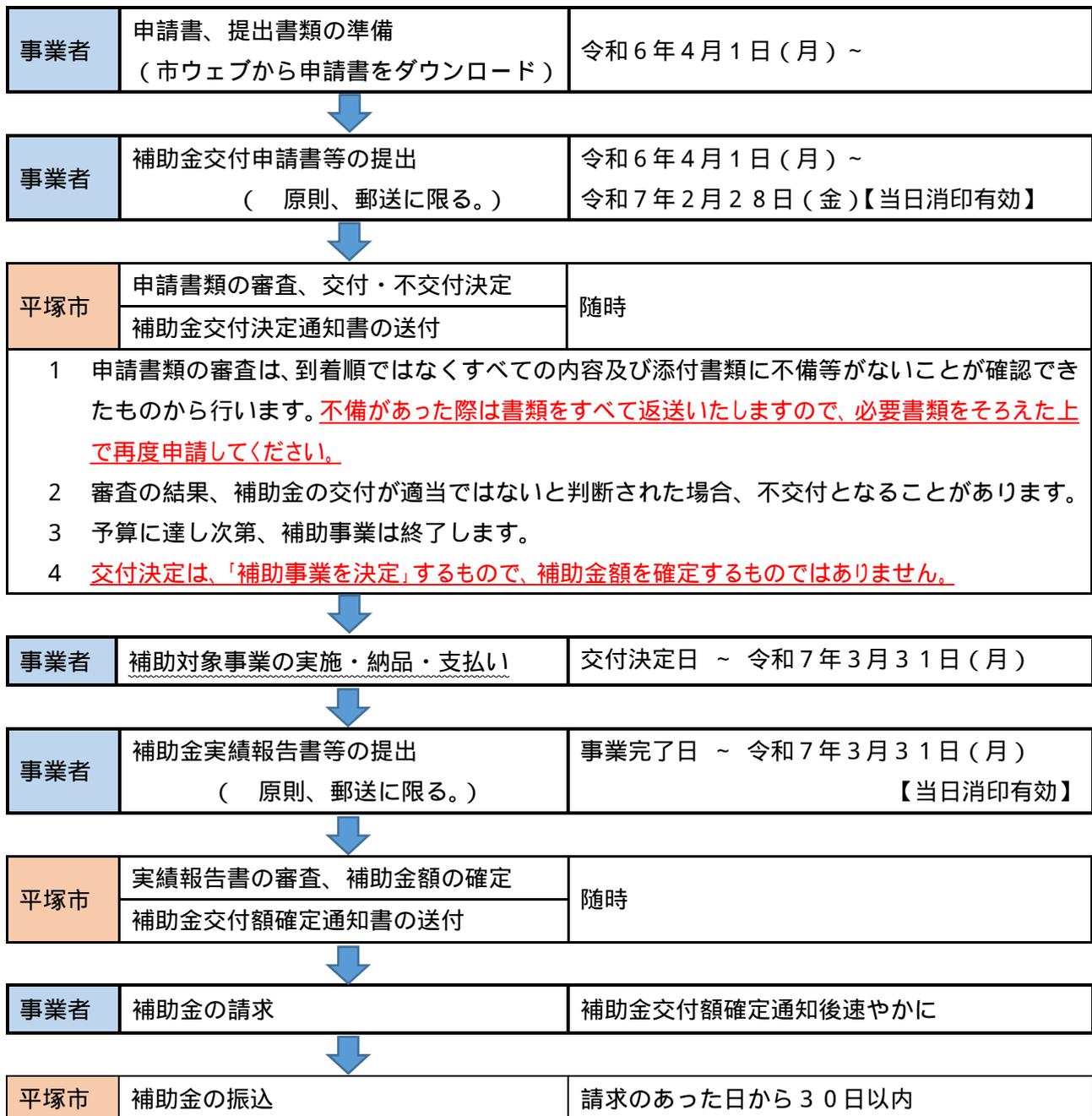
太陽光パネル  $300\text{万円} \times 1/3 =$  補助金額100万円・・・

蓄電池  $250\text{万円} \times 1/3 =$  83.3万円・・・

補助金申請額（+）  $= 100\text{万円} + 83.3\text{万円} = 183.3\text{万円}$

## 7 補助金交付の流れ

補助金の申請から交付までの流れは以下のとおりです。



## 8 補助金交付申請方法

### (1) 申請書類の提出方法

令和6年4月1日(月)以降に、次の宛先に補助金交付申請書類一式を郵送してください。

**【書類の送付先】**

〒254-8686 平塚市浅間町 9 番 1 号  
 平塚市産業振興部産業振興課 企業支援・労政担当  
 平塚市脱炭素設備投資促進補助金 担当 宛  
 電話：0 4 6 3 - 2 1 - 9 7 5 8（平日 8 時 3 0 分から 1 7 時まで）

**( 2 ) 申請書様式の入手方法**

平塚市ウェブサイトから様式をダウンロードしてください。

[https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page33\\_00104.html](https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page33_00104.html)

**( 3 ) 提出する申請書類**

以下に掲げる書類を全て提出してください。

提出書類（必須）	
1	平塚市脱炭素設備投資促進補助金交付申請書（第 1 号様式）
2	事業者情報調書（第 2 号様式）
3	事業計画書（第 3 号様式）
4	平塚市脱炭素設備投資促進補助金誓約書（第 4 号様式）
5	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（申請者が法人の場合） 内容に変更が無い場合は、発行日は問いません。 <b>登記地と市内事業所の住所が異なる場合は別途書類を提出してください。</b>
	事業を営んでいることを証する書類の写し（申請者が個人事業主の場合） 原則、確定申告書の写し。創業期の場合は開業届の写し。 <b>確定申告書の住所と市内事業所の住所が異なる場合は別途書類を提出してください。</b>
6	補助対象経費の金額が確認できる書類の写し（例）見積書など
7	補助対象経費の詳細が確認できる書類の写し（例）カタログ、仕様書など
8	二酸化炭素排出量の削減内容が確認できる書類（～ いずれかの書類） 平塚市脱炭素・省エネアドバイザー派遣報告書の写し 神奈川県省エネ診断報告書の写し 国等が実施する省エネ診断事業報告書、又は外部専門家派遣報告書の写し 事業計画書（第 3 号様式）の内容について確認がされていること。
9	建築図面の写し（平面図や設計図など、配置場所が分かるもの）
10	導入設備の設置予定場所の写真
11	現在の固定資産の所有状況が確認できる書類（直近の固定資産台帳の写し）
12	市税の滞納が無いことが確認できる書類（市税完納証明書の写し） <b>申請日から 3 ヶ月以内に発行されたもの。</b> 市税完納証明書は、申請する事業者のものを平塚市 固定資産税課（平塚市役所本館 2 階 214 番窓口）にて取得してください。

**( 4 ) 申請に関する注意事項**

- 提出方法は、原則郵送のみとします。
- 書類に不足や不備がある場合は、原則返送します。再提出いただき、内容に不備等がないことが確認できた時点で申請書の正式受領となります。
- 申請書の受領後、交付決定まで2週間程度かかります。
- 提出された書類は返却しませんので、必ず申請書の控えを保管してください。
- 必要に応じて追加資料等の提出を求める場合があります。
- 申請書類の作成および提出等、申請に係る経費は申請者の負担となります。
- 審査の結果、交付決定されないことや、交付申請額から減額して交付決定することがあります。

## 8 経費の支払い

補助対象となる経費は、令和7年3月31日までに事業が完了(納品及び支払い)したものです。

支払いは、口座振込払いで行ってください。

振込の際は、必ず申請書に記載の補助事業者名の口座で振込してください。他の名義の口座で振込がされた場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

**【必要書類】** 実績報告時に次のいずれかの書類が必要です。

(振り込み先及び金額が確認できること)

- ・領収書の写し
- ・銀行振込明細書(ご利用明細)の写し〔ATMから出力されるご利用明細票〕
- ・振込金受取書の写し〔窓口で振り込んだ場合〕
- ・通帳を開いた1・2ページ目、及び該当ページの写し
- ・ネットバンキングの決済画面のプリントアウト 等

## 9 交付決定

交付申請に基づき、審査を経て補助金の交付決定の可否を決定します。

- (1) 審査結果は、書面(平塚市脱炭素設備投資促進補助金交付決定通知書)にて通知します。
- (2) 審査の経過・結果に関するお問い合わせには、一切応じられません。
- (3) 審査の結果、補助金交付申請額と補助金交付決定額が異なる場合があります。
- (4) 補助金の交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。

## 10 補助金交付決定の取り消し及び補助金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。また、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。(設備の耐用年数の期間)

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき
- (2) 補助金を別の用途に使用したとき、またはしようとしたとき
- (3) 補助金の交付決定の内容、またはこれに付した条件、その他法令等に違反したとき

- (4) 廃業、倒産等により、補助事業の実施が客観的に不可能となったとき
- (5) 申請要件に該当しないことが判明したとき

## 11 事業内容の変更又は中止

交付決定日以降に、事業内容を変更する場合は、事前に平塚市の承認が必要となります。以下の書類を全て揃えたうえで提出してください。なお、交付決定額を上回る変更は認められません。

納入時期の変更や値引き等による減額など、軽微な変更の場合は届出の必要はありません。

提出書類	
1	平塚市脱炭素設備投資促進補助金申請内容変更承認申請書（第6号様式）
2	事業計画書（第3号様式）
3	補助対象経費の金額が確認できる書類の写し（例）見積書など
4	補助対象経費の詳細が確認できる書類の写し（例）カタログ、仕様書など
5	二酸化炭素排出量の削減内容が確認できる書類（～ いずれかの書類） 二酸化炭素の排出量に変更される場合のみ 平塚市脱炭素・省エネアドバイザー派遣報告書の写し 神奈川県省エネ診断報告書の写し 国等が実施する省エネ診断事業報告書、又は外部専門家派遣報告書の写し 事業計画書（第3号様式）の内容について確認がされていること。
6	建築図面の写し（平面図や設計図など、配置場所が分かるもの） 設置場所を変更する場合のみ
7	導入設備の設置予定場所の写真 設置場所を変更する場合のみ
8	平塚市脱炭素設備投資促進補助金交付決定通知書（第5号様式）の写し

中止の場合は、2～7の書類の提出は不要です。

変更内容により、必要に応じて追加資料等の提出を求める場合があります。

## 12 実績報告

### (1) 申請書類の提出方法

令和7年3月31日まで【当日消印有効】に、次の宛先に実績報告書類一式を送付してください。

<p><b>【書類の送付先】</b></p> <p>〒254-8686 平塚市浅間町9番1号  平塚市産業振興部産業振興課 企業支援・労政担当  平塚市脱炭素設備投資促進補助金 担当 宛  電話：0463-21-9758（平日8時30分から17時まで）</p>
--

### (2) 報告書様式の入手方法

平塚市ウェブサイトから様式をダウンロードしてください。

[https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page33\\_00104.html](https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page33_00104.html)

### (3) 提出する報告書類

以下の書類を全て揃えたうえで提出してください。

提出書類	
1	平塚市脱炭素設備投資促進補助金実績報告書（第8号様式）
2	補助対象経費の金額が確認できる書類の写し（例）請求書など
3	補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し（例）領収書、銀行振込明細書など 「8.経費の支払い」を参照
4	設備の所有を証する書類（固定資産台帳の写し）
5	設備の設置状況が確認できる写真
6	平塚市脱炭素設備投資促進補助金交付決定通知書（第5号様式）の写し

### (4) 報告に関する注意事項

- 提出方法は、原則郵送のみとします。
- 報告書の受領後、交付額確定まで2週間程度かかります。
- 提出された書類は返却しませんので、必ず報告書の控えを保管してください。
- 必要に応じて、募集要領に記載のない書類の提出を求める場合があります。
- 書類に不備等がある場合は受理しません。再提出いただき、内容に不備等がないことが確認できた時点で報告書の正式受領となります。
- 報告書類の作成および提出等、報告に係る経費は申請者の負担となります。

## 13 補助額の確定

実績報告に基づき、審査を経て補助金の額を確定します。

- (1) 審査結果は書面（平塚市脱炭素設備投資促進補助金交付額確定通知書）にて通知します。
- (2) 審査の経過・結果に関するお問い合わせには、一切応じられません。
- (3) 審査の結果、補助金交付申請額と補助金交付確定額が異なる場合があります。
- (4) 補助金額の確定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。

## 14 交付額確定通知後の手続き

補助事業者は、交付額確定通知後速やかに、請求書を提出してください。請求書の様式は平塚市ウェブサイトからダウンロードしてください。

なお、請求書には平塚市脱炭素設備投資促進補助金交付決定通知書(第5号様式)及び平塚市脱炭素設備投資促進補助金交付額確定通知書(第9号様式)の写しを添付してください。

補助金の支払いは、請求書の提出から概ね1ヶ月程度かかります。

## 15 その他注意事項

### (1) 財産処分の制限

補助事業により取得した財産は、補助事業が終わった後も一定の期間は処分(補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)することが出来ません。処分制限期間内に該当財産を処分しようとするときは、あらかじめ(処分する前に)平塚市脱炭素設備投資促進補助金に係る財産処分承認申請書(第10号様式)により、市長の承認を受けなければなりません。承認を受けずに処分すると、補助金の返還を求められることがあります。

処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に定める耐用年数に相当する期間となります。

## (2) 書類の管理

補助事業に関する書類(交付申請時等の市への提出書類、交付決定通知等の市から受け取った書類、経費支出の証拠書類等)は、令和7年4月1日から5年間保存しなければなりません。

## (3) 事業者名の公表について

補助金の交付を受けられた補助事業者に関しては、企業名、代表者名、住所、業種、補助金額等を公表する場合があります。

## (4) 現地調査について

申請内容の確認のため、予告なく現地調査を行うことがあります。調査の結果、申請内容に不正が認められる場合は、補助金の返還のほか、必要な措置を講じます。

## (5) アンケート調査の協力について

補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するため、アンケート調査を行う場合があります。また、ご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人及び個社を特定できない形で公表する可能性があります。

## (6) 本市関連事業への活用について

補助金の利用にあたって収集した企業名、代表者名、住所については、今後本市の関連施策の周知等にて活用させていただくことがあります。

## (7) その他

本事業は、この募集要領によるほか、平塚市脱炭素設備投資促進補助金交付要綱の定めるところに従って実施されます。